（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第百条　新震災特例法第二十条第十一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第百一条　新震災特例法第二十六条の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第二十六条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十八条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二第一項」と、同条第二項中「第十八条の二第一項」とあるのは「旧効力震災特例法第十八条の二第一項」とする。

（連結法人の福島再開投資等準備金に関する経過措置）

第百二条　新震災特例法第二十六条の八の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十八号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第百三条　新震災特例法第二十八条第十二項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百四条　新震災特例法第三十八条の二第十項から第十三項までの規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2　平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間に贈与により取得をした旧震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者は、同年四月一日以後に発生した新震災特例法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害により、旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用に係る住宅用の家屋の滅失により当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなくなった場合、同項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋の新築、取得若しくは同条第二項第四号に規定する増改築等ができなかった場合、当該期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合又は同条第六項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合には、新震災特例法第三十八条の二第十項から第十三項までの規定の適用を受けることができる。

（地方揮発油税法の一部改正）

第百五条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「又は無申告加算税」を「、無申告加算税又は重加算税」に改める。

（揮発油税法等の一部改正）

第百六条　次に掲げる法律の規定中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改める。

一　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第一項及び第二項

二　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十二条第一項及び第二項

三　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十六条第一項及び第三項

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第百七条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第百八条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項から第三項までの規定中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第五項中「充てんを」を「充塡を」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第六項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第七項中「充てんして」を「充塡して」に、「つき第三項」を「つき同項」に改め、同条第八項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に、「充てんする」を「充塡する」に改め、同条第九項ただし書中「すべて」を「全て」に、「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改め、同条第十項中「規定は、」を「規定は」に、「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に、「、」及び」を「」とあり、及び」に、「すべて」を「全て」に、「、それぞれ読み替える」を「読み替える」に改め、同条第十一項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条第一項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改め、「また」を削り、同条第三項及び第四項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百九条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）中「又は無申告加算税」を「、無申告加算税又は重加算税」に改める。

第二十二条第一号中「若しくはロ」を「、ロ若しくはニ」に、「同号イからハまで」を「同号」に改め、同条第二号中「の規定」を「若しくはニの規定」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第百二十六条」を「第百二十七条」に改める。

（税理士法の一部改正）

第百十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第百十二条　前条の規定による改正後の税理士法第四条（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律